

## 沖縄県農業研究センター名護支所付替道路台帳作成業務にかかる一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年12月23日

沖縄県農業研究センター名護支所長 比屋根 真一

### 1 業務概要

(1)	業務名	沖縄県農業研究センター名護支所付替道路台帳作成業務 (R7)	
(2)	履行場所	沖縄県名護市字名護4605-3	
(3)	業務内容	道路台帳作成業務 一式 (別紙、特記仕様書等のとおり。)	
(4)	履行期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで	
(5)	発注形態	単体発注	
(6)	資格審査方法	事後審査型	
(7)	本案件は、右表のうち、 ○印を付した制度等の 適用がある。	<input checked="" type="radio"/> 最低制限価格 制度 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に 満たない者は落札者となることができない。 ※令和7年3月31日付けで、最低制限価格が改正されました。詳しくは、ホームページをご参 照下さい。	
		<input type="radio"/> 議会議決 ※本業務に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。	
		<input type="radio"/> 準備手続 (予算成立前) ※本手続は、次年度当初（補正）予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続 であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初（補正）予算 案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初（補正）予算成立後においても、 国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。	
		<input type="radio"/> 準備手續 (交付決定前) ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を 生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。	
		<input type="radio"/> 準備手續 (縁越承認前) ※本手續は、県議会における縁越承認を前提とした事前準備手續であり、議会承認後に効力を生 じる事業である。したがって、県議会において、本工事に係る予算の縁越承認が否決された場合 は、延期又は中止することがある。また、予算の縁越承認後においても、国庫支出金に係る縁越 (翌債)手續の関係上、入札を延期する場合がある。	
		<input type="radio"/> 債務負担行為業務 ※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。	
(8)	適用する労務単価	令和7年3月技術者単価	※本業務の予定価格は左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、 入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること
(9)	その他		無し

### 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	沖縄県の令和7・8年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）に、業種区分：測量、登録業種：測量一般として登録されている者。
(3)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
(4)	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農林水産部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (7) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(4)	<p>イ 人的関係          次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。          (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合          1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。          (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役          (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役          (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役          (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役          2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役          3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）          4) 組合の理事          5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者          (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合          (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合          ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合          組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合       </p>								
(5)	<p>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。</p>								
(6)	<p>会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき厚生手続開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。</p>								
(7)	<table border="1" data-bbox="223 878 1495 1024"> <tr> <td data-bbox="223 878 287 1024" rowspan="2">業 務 実 績</td> <td data-bbox="287 878 874 1024" rowspan="2">対象期間</td> <td data-bbox="874 878 938 1024">自 平成 27 年 4 月 1 日</td> <td data-bbox="938 878 1495 1024">左記の期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。再委託による業務の実績は含まない。）に下記の対象業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、完成・引き渡しが完了した業務1件以上の実績を有しなければならない。（完成・引き渡しの日は、完了検査の合格通知日とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1024 938 1024">至 令和 8 年 1 月 13 日</td> <td data-bbox="938 1024 1495 1024"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="223 1024 1495 1158"> <tr> <td data-bbox="223 1024 287 1158" rowspan="2">対象同一業務</td> <td data-bbox="287 1024 1495 1158">           ○道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務            （同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が300万円以上の業務とする。以下同じ。）         </td> </tr> </table>	業 務 実 績	対象期間	自 平成 27 年 4 月 1 日	左記の期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。再委託による業務の実績は含まない。）に下記の対象業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、完成・引き渡しが完了した業務1件以上の実績を有しなければならない。（完成・引き渡しの日は、完了検査の合格通知日とする。）	至 令和 8 年 1 月 13 日		対象同一業務	○道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務 （同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が300万円以上の業務とする。以下同じ。）
業 務 実 績	対象期間			自 平成 27 年 4 月 1 日	左記の期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。再委託による業務の実績は含まない。）に下記の対象業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、完成・引き渡しが完了した業務1件以上の実績を有しなければならない。（完成・引き渡しの日は、完了検査の合格通知日とする。）				
		至 令和 8 年 1 月 13 日							
対象同一業務	○道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務 （同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が300万円以上の業務とする。以下同じ。）								
	(8)	<table border="1" data-bbox="223 1158 1495 1383"> <tr> <td data-bbox="223 1158 287 1383" rowspan="3">配 置 予 定 技 術 者 資 格 分 区</td> <td data-bbox="287 1158 874 1383"> <b>ア 配置予定技術者の資格に関する要件</b>  <b>【管理技術者】</b>            測量に従事する管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格を有していること。  <b>【担当技術者】</b>            測量に従事する担当技術者は、測量法に基づく測量士、又は測量士補の資格を有していること。         </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="223 1383 1495 1697"> <tr> <td data-bbox="223 1383 287 1697" rowspan="3"></td> <td data-bbox="287 1383 874 1697"> <b>イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件</b>  <b>【管理技術者】</b>            管理技術者は、平成27年4月1日から公告日までに完了した業務において、道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務の業務実績に同じ実績を1件以上有すること。            なお、予定管理技術者が評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。            休業等とは、次のとおり。            ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規程による休業）            ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規程する休業）及び介護休業（同条第2号に規程する休業）をいう。         </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="223 1697 1495 1969"> <tr> <td data-bbox="287 1697 874 1969"> <b>【担当技術者】</b>            上記の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。         </td> </tr> </table>	配 置 予 定 技 術 者 資 格 分 区	<b>ア 配置予定技術者の資格に関する要件</b> <b>【管理技術者】</b> 測量に従事する管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格を有していること。 <b>【担当技術者】</b> 測量に従事する担当技術者は、測量法に基づく測量士、又は測量士補の資格を有していること。		<b>イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件</b> <b>【管理技術者】</b> 管理技術者は、平成27年4月1日から公告日までに完了した業務において、道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務の業務実績に同じ実績を1件以上有すること。 なお、予定管理技術者が評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。 休業等とは、次のとおり。 ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規程による休業） ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規程する休業）及び介護休業（同条第2号に規程する休業）をいう。	<b>【担当技術者】</b> 上記の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。		
配 置 予 定 技 術 者 資 格 分 区	<b>ア 配置予定技術者の資格に関する要件</b> <b>【管理技術者】</b> 測量に従事する管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格を有していること。 <b>【担当技術者】</b> 測量に従事する担当技術者は、測量法に基づく測量士、又は測量士補の資格を有していること。								
		<b>イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件</b> <b>【管理技術者】</b> 管理技術者は、平成27年4月1日から公告日までに完了した業務において、道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務の業務実績に同じ実績を1件以上有すること。 なお、予定管理技術者が評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。 休業等とは、次のとおり。 ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規程による休業） ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規程する休業）及び介護休業（同条第2号に規程する休業）をいう。							
		<b>【担当技術者】</b> 上記の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。							
<b>ウ 配置予定技術者の雇用に関する要件</b> 配置予定技術者は本業務の受注者と直接雇用関係があること。									
(4)	<p>イ 人的関係          次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。          (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合          1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。          (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役          (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役          (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役          (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役          2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役          3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）          4) 組合の理事          5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者          (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合          (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合          ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合          組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合       </p>								
(5)	<p>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。</p>								
(6)	<p>会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき厚生手続開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。</p>								
(7)	<table border="1" data-bbox="223 878 1495 1024"> <tr> <td data-bbox="223 878 287 1024" rowspan="2">業 務 実 績</td> <td data-bbox="287 878 874 1024" rowspan="2">対象期間</td> <td data-bbox="874 878 938 1024">自 平成 27 年 4 月 1 日</td> <td data-bbox="938 878 1495 1024">左記の期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。再委託による業務の実績は含まない。）に下記の対象業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、完成・引き渡しが完了した業務1件以上の実績を有しなければならない。（完成・引き渡しの日は、完了検査の合格通知日とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1024 938 1024">至 令和 8 年 1 月 13 日</td> <td data-bbox="938 1024 1495 1024"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="223 1024 1495 1158"> <tr> <td data-bbox="223 1024 287 1158" rowspan="2">対象同一業務</td> <td data-bbox="287 1024 1495 1158">           ○道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務            （同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が300万円以上の業務とする。以下同じ。）         </td> </tr> </table>	業 務 実 績	対象期間	自 平成 27 年 4 月 1 日	左記の期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。再委託による業務の実績は含まない。）に下記の対象業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、完成・引き渡しが完了した業務1件以上の実績を有しなければならない。（完成・引き渡しの日は、完了検査の合格通知日とする。）	至 令和 8 年 1 月 13 日		対象同一業務	○道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務 （同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が300万円以上の業務とする。以下同じ。）
業 務 実 績	対象期間			自 平成 27 年 4 月 1 日	左記の期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。再委託による業務の実績は含まない。）に下記の対象業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、完成・引き渡しが完了した業務1件以上の実績を有しなければならない。（完成・引き渡しの日は、完了検査の合格通知日とする。）				
		至 令和 8 年 1 月 13 日							
対象同一業務	○道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務 （同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が300万円以上の業務とする。以下同じ。）								
	(8)	<table border="1" data-bbox="223 1158 1495 1383"> <tr> <td data-bbox="223 1158 287 1383" rowspan="3">配 置 予 定 技 術 者 資 格 分 区</td> <td data-bbox="287 1158 874 1383"> <b>ア 配置予定技術者の資格に関する要件</b>  <b>【管理技術者】</b>            測量に従事する管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格を有していること。  <b>【担当技術者】</b>            測量に従事する担当技術者は、測量法に基づく測量士、又は測量士補の資格を有していること。         </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="223 1383 1495 1697"> <tr> <td data-bbox="223 1383 287 1697" rowspan="3"></td> <td data-bbox="287 1383 874 1697"> <b>イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件</b>  <b>【管理技術者】</b>            管理技術者は、平成27年4月1日から公告日までに完了した業務において、道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務の業務実績に同じ実績を1件以上有すること。            なお、予定管理技術者が評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。            休業等とは、次のとおり。            ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規程による休業）            ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規程する休業）及び介護休業（同条第2号に規程する休業）をいう。         </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="223 1697 1495 1969"> <tr> <td data-bbox="287 1697 874 1969"> <b>【担当技術者】</b>            上記の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。         </td> </tr> </table>	配 置 予 定 技 術 者 資 格 分 区	<b>ア 配置予定技術者の資格に関する要件</b> <b>【管理技術者】</b> 測量に従事する管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格を有していること。 <b>【担当技術者】</b> 測量に従事する担当技術者は、測量法に基づく測量士、又は測量士補の資格を有していること。		<b>イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件</b> <b>【管理技術者】</b> 管理技術者は、平成27年4月1日から公告日までに完了した業務において、道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務の業務実績に同じ実績を1件以上有すること。 なお、予定管理技術者が評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。 休業等とは、次のとおり。 ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規程による休業） ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規程する休業）及び介護休業（同条第2号に規程する休業）をいう。	<b>【担当技術者】</b> 上記の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。		
配 置 予 定 技 術 者 資 格 分 区	<b>ア 配置予定技術者の資格に関する要件</b> <b>【管理技術者】</b> 測量に従事する管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格を有していること。 <b>【担当技術者】</b> 測量に従事する担当技術者は、測量法に基づく測量士、又は測量士補の資格を有していること。								
		<b>イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件</b> <b>【管理技術者】</b> 管理技術者は、平成27年4月1日から公告日までに完了した業務において、道路台帳作成測量及び調書・台帳図作成業務の業務実績に同じ実績を1件以上有すること。 なお、予定管理技術者が評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。 休業等とは、次のとおり。 ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規程による休業） ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規程する休業）及び介護休業（同条第2号に規程する休業）をいう。							
		<b>【担当技術者】</b> 上記の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。							
<b>ウ 配置予定技術者の雇用に関する要件</b> 配置予定技術者は本業務の受注者と直接雇用関係があること。									
(9)	<table border="1" data-bbox="223 125 1495 1969"> <tr> <td data-bbox="223 125 287 1969" rowspan="2">その 他 の 条 件</td> <td data-bbox="287 125 874 1969" rowspan="2">           ○印を付した条件を満たすことを要する。         </td> <td data-bbox="874 125 938 1969" rowspan="2">           (7) 沖縄県内            (イ) 主たる営業所又は従たる営業所         </td> <td data-bbox="938 125 1495 1969" rowspan="2">左記の(7)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。</td> </tr> </table>	その 他 の 条 件	○印を付した条件を満たすことを要する。	(7) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所又は従たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。				
その 他 の 条 件	○印を付した条件を満たすことを要する。					(7) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所又は従たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。		
(10)	取抜け案件	以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。 ・なし。							

### 3 入札手続等

(1) 手続方法	電子入札								
	紙入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務は、入札手続き（入札書提出から落札者決定まで）を紙入札で行う。</li> <li>・入札書は、書面により持參とする。（郵送による提出は認めない。）</li> </ul> <p>【沖縄県ホームページ・「ホーム」—「公募・入札発注情報」—「工事（電子入札ポータル以外）・修繕・製造・設計」—「令和7年度実施業務（工事（電子入札ポータル以外）・修繕・製造・設計）」】  <a href="https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025081/1032420/index.html">https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025081/1032420/index.html</a></p>							
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和7年12月23日 ~ 至 令和8年1月13日							
	配 布 方 法	添付資料「特記仕様書」を参照のこと							
	問い合わせ先	沖縄県農業研究センター名護支所	電話番号	0980-52-2811					
(3) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始							
	紙入札による場合	入札締切							
		持参日時	令和8年1月14日（水）11:00						
		持参場所	沖縄県農業研究センター名護支所 2階会議室						
	入札の方法	<p>(1) 落札決定に当たっては、入札書（第4号様式）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>							
	入札時の注意事項	<p>(1) 委託費内訳書は、上記の「紙入札による場合」の入札締切日時までに、沖縄県農業研究センター名護支所へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。</p> <p>(2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持參すること。</p> <p>(3) 入札書（第4号様式）、委任状（第5号様式）には、この公告の記載に従い、委託名及び履行場所を記入すること。</p> <p>(4) 代理人が入札を行う場合、委任状を持參すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。</p>							
	委託費内訳書の提出	<p>(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書（様式自由）を提出すること。</p> <p>(2) 委託費内訳書には、作成年月日、業務名、業種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。</p> <p>(3) 提出された委託費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。</p>							
(4) 入札の辞退等	紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。								
(5) 開札日時	令和8年1月14日（水）11:30 入札場所で開札								
(6) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	<p>開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。</p> <p>なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。</p> <p>事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又はくじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。</p>								

(7) 審査にかかる申請書等の提出	<p>開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。</p> <p>なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。</p>		
通知日	<p>令和8年1月14日 (水) 17:00まで (予定) ※開札後に口頭で通知する。</p>		
提出期限	令和8年1月16日 (金) 15:00まで		
提出先	沖縄県名護市字名護4605-3 沖縄県農業研究センター名護支所 2階会議室 電話: 0980-52-2811 FAX: 0980-53-6293	提出部数	1部
提出方法	持参又は郵送 (郵送の場合提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。)。		
(8) 入札参加資格の確認	<p>入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日まで書面にて通知する。</p> <p>令和8年1月19日 (月) (予定)</p>		
(9) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。		
(10) 本入札に係る資料の取扱い	<p>ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。</p> <p>ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。</p> <p>エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。</p> <p>オ 提出された申請書等は、返却しない。</p>		

#### 4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	免除 (沖縄県財務規則第100条第2項第4号) ※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。
<p>沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。入札保証金の金額は、見積る契約金額※の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。 ※見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。</p> <p>ただし、同規則第100条第2項第1号及び第3号に定めるところにより、次のいずれかに該当する場合は免除とする。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者が入札に参加する場合。</p> <p>(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者が入札に参加する場合。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。</p> <p>(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)又は(2)に係る書類の提出のない者</p> <p>(2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合</p> <p>(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p>		
入札保証金(現金の場合)	提出期限	令和8年1月6日 (火) 15:00まで
	提出先	沖縄県名護市字名護4605-3 沖縄県農業研究センター名護支所 業務班 電話: 0980-52-2811 FAX: 0980-53-6293
	提出方法	「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。※事前に電話連絡すること。 (県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書(写)を提出すること。) 【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukankei/reikisuu.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukankei/reikisuu.html</a>
入札保証保証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期限	令和8年1月13日 (火) 15:00まで
	提出先	沖縄県名護市字名護4605-3 沖縄県農業研究センター名護支所 業務班 TEL: 0980-52-2811 FAX: 0980-53-6293
	提出方法	持参又は郵送 (提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。)。
	その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。

過去2箇年の間に履行期限が到来した国又は地方公共団体等との実績により免除に該当する場合	提出期限	令和8年1月13日 (火) 15:00 まで
	提出先	沖縄県名護市字名護4605-3 沖縄県農業研究センター名護支所 業務班 電話: 0980-52-2811 FAX: 0980-53-6293
	提出方法	持参、郵送又はFAXで提出。(提出期限必着。)
	その他	沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する実績を、配付資料「国又は地方公共団体等との契約実績調べ」に記載の上提出すること。
	有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。
(2) 契約保証金	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約約款第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。契約保証金の金額は、契約金額の100分の10以上とする。</p> <p>ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。</p> <p>また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合の他、契約を結ぼうとする者が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。</p>	

## 5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2(8)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。	
(3) 支払条件	前 金 払	無し
	中 間 前 金 払	無し
	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4) 請負代金の変更等	本業務の契約締結後、本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。	
(5) 関連工事に伴う中止	該当なし	

## 6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問い合わせ先	沖縄県名護市字名護4605-3 沖縄県農業研究センター名護支所 業務班 電話: 0980-52-2811 e-mail: xx049403@pref.okinawa.lg.jp
(2) 上記(1)以外に関すること	質問提出書先	沖縄県名護市字名護4605-3 沖縄県農業研究センター名護支所 業務班 FAX: 0980-53-6293 e-mail: xx049403@pref.okinawa.lg.jp
	問い合わせ先	沖縄県名護市字名護4605-3 沖縄県農業研究センター名護支所 業務班 電話: 0980-52-2811 e-mail: xx049403@pref.okinawa.lg.jp
	提出期間	令和7年12月23日 (火) から 令和7年12月26日 (金) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
	提出方法	FAX、メール又は持参 ※ FAX、メールで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
回答方法	質問に対する回答書は以下の期間、沖縄県ホームページに掲載する。 ※ <a href="https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nusatsukeiyaku/1015342/1025081/1032420/index.html">https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nusatsukeiyaku/1015342/1025081/1032420/index.html</a>	
	期間	回答日から 令和8年1月14日 (水) まで

## 7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者で不服がある場合	入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提出先	沖縄県農業研究センター名護支所 業務班
	提出方法	書面（自由様式）を持参すること。郵送又はメール、FAXは受け付けない。
(2) 再苦情申立て	<p>上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。</p> <p>ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県農林水産部 農業研究センター名護支所 事務所 受付時間： 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県農林水産部 農林水産総務課 工事検査指導班 電話 098-866-2254</p>	

## 8 電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準（※）」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集】1-17 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。	
(2) 障害発生時及び システム操作 問い合わせ先	システム操作・接続確認等	・電子調達センター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合 発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上 の通知等の確認	電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札保留通知書</li> <li>・競争入札参加資格確認結果通知書</li> <li>・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書</li> <li>・競争入札参加資格要件不適格通知書</li> <li>・未審査通知書</li> <li>・日時変更通知書</li> <li>・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）</li> <li>・入札書受付票</li> <li>・入札締切通知書</li> <li>・再入札通知書</li> <li>・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・保留通知書</li> <li>・取止め通知書</li> </ul>	
	※最低制限価格未満で入札された場合、電子入札システムの「入札状況一覧」の摘要欄に「失格」と表示され、それ以降は「落札者決定通知書到着のお知らせ」のみ送信される。	